

2025年4月1日

株式会社精密編集

公的研究費の管理体制等の公表について

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、競争的研究費等の管理体制等を下記の通り、当社ホームページに掲載する（又は「取引先等の第三者が閲覧可能なように社内に掲示する」）。

記

公的研究費の管理体制について

当社は、以下の体制のもと、競争的研究費等の適正な運営・管理を行います。

1. 責任体制

最高管理責任者	代表取締役
統括管理責任者	代表取締役
コンプライアンス推進責任者	代表取締役

2. 競争的研究費等に関する問い合わせ・相談窓口、公的研究費の不正使用等に係る通報窓口

株式会社精密編集

〒860-0085 熊本県熊本市北区高平3-13-31、303

電話 090-4347-7726 E-MAIL : y.yokouchi@one-shot.co.jp

以上

株式会社精密編集 競争的研究費等の運営・管理の行動規範

2025年4月1日策定

行動規範は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者を対象に、競争的研究費等の運営・管理を適正に行うための行動や判断の基準となる模範を示したものである。

- 1 コンプライアンス教育を受講し、法令等を遵守する。
- 2 コンプライアンス教育の内容を、それぞれの権限・責任に応じて実行する。
- 3 啓発活動を通じて、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。
- 4 実効性のある取組が期待されていること意識し、取組を推進する。
- 5 研究費の不正使用等は、絶対に行わない。
- 6 研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）は、絶対に行わない。
- 7 研究費の不正使用等が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報する。

**不正行為（特定不正行為）防止
関係書類一式**

項目 39～43 対応

法人名	株式会社精密編集
文書名	不正行為（特定不正行為）防止関係書類一式
作成日	令和7年4月1日
備考	ホームページ掲載用

39. 特定不正行為の防止及び対応に関する規程

株式会社精密編集（以下「当社」という。）は、研究活動の公正性及び信頼性を確保するため、特定不正行為の防止及び対応に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条（目的）

本規程は、当社における研究活動上の特定不正行為の防止及び発生時の対応について必要な事項を定め、もって研究活動の適正な実施を確保することを目的とする。

第2条（定義）

本規程において「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。

1. 捏造
2. 改ざん
3. 盗用

第3条（適用範囲）

本規程は、当社に所属し、又は当社の管理下で研究活動に従事する役員、従業員、パートタイム、研究補助者、委託先担当者その他当社の研究活動に関与するすべての者に適用する。

第4条（責任部署）

当社における特定不正行為防止の所管部署は研究管理担当とし、小規模組織である当社においては代表取締役がこれを兼ねるものとする。

1. 特定不正行為防止に関する規程及び体制の整備
2. 防止計画の策定、見直し及び実施
3. 啓発活動及び関係者への周知
4. 誓約書の徴収及び管理
5. 相談、告発又は疑義情報への初期対応

第5条（防止計画）

当社は、特定不正行為を防止するため、研究不正防止計画を策定し、研究管理担当はその内容を適宜見直し、必要な対策を実施するものとする。

第6条（誓約書の提出）

研究活動に従事する者は、研究活動への参画時又は当社が必要と認める時点で、特定不正行為を行わない旨の誓約書を提出しなければならないが、当該誓約書は研究管理担当が管理し、所定期間保存するものとする。

第7条（相談及び告発）

特定不正行為又はその疑いに関する相談又は告発は、研究管理担当が受け付けるものとし、相談又は告発を行った者に対しては、当該行為を理由として不利益な取扱いを行わない。

第8条（事実確認及び対応）

特定不正行為の疑いが生じた場合、研究管理担当は速やかに事実確認を行い、必要に応じて外部専門家その他適切な第三者の助言を求めることができる。特定不正行為が確認された場合には、研究資金配分機関その他関係機関への報告、是正措置及び再発防止策の実施その他必要な対応を行うものとする。

第9条（記録の保存）

相談、告発、調査、是正措置その他本規程に基づく対応に関する記録は、適切に作成し、保存するものとする。

第10条（雑則）

本規程に定めるもののほか、必要な事項は代表取締役が別に定める。

附則 本規程は、令和7年4月1日から施行する。

39-別紙 1. 研究不正防止計画

令和7年4月1日 株式会社精密編集

1. 目的

本計画は、特定不正行為の未然防止を図るため、当社において実施する防止対策を定めるものである。

2. 所管

本計画の所管は研究管理担当とし、代表取締役がこれを担う。

3. 基本方針

規程類の整備及び周知、研究記録及び研究データの適正管理、誓約書の提出による遵守意識の明確化、啓発活動の継続実施並びに疑義発生時の速やかな確認及び是正を基本方針とする。

4. 具体的対策

- ① 規程整備 特定不正行為の防止及び対応に関する規程を整備し、関係者へ周知する。
- ② 誓約書徴収 研究活動に従事する者から誓約書を徴収し、管理する。
- ③ 研究資料管理 実験ノート、生データ、試料、画像データ、解析記録等の保存管理を徹底する。
- ④ 啓発活動 ハンドブック配布、注意喚起文書の掲示、説明機会の設定等を行う。
- ⑤ 点検・見直し 年1回以上、規程及び運用状況を確認し、必要に応じて見直す。

5. 見直し

本計画は、法令、ガイドライン、研究資金配分機関の要請又は当社の研究実施体制の変更に応じて見直すものとする。

39-別紙 2. 特定不正行為防止に関する誓約書（様式）

令和〇年〇月〇日

株式会社精密編集

代表取締役 殿

私は、当社における研究活動に従事するに当たり、下記事項を遵守することを誓約する。

1. 研究活動において、捏造、改ざん、盗用その他の不正行為を行わないこと。
2. 研究記録、実験ノート、生データ、画像データ、解析記録、試料管理記録等を適切に作成し、保存すること。
3. 論文、報告書、申請書、発表資料等の作成に当たり、適切な引用及び表示を行うこと。
4. 公的研究費その他研究資金を、関係規程及び資金配分機関の定めに従って適正に使用すること。
5. 特定不正行為又はその疑いを認識した場合には、速やかに所定の窓口にご相談又は報告すること。
6. 当社の定める研究倫理関係規程及び研究不正防止関係規程を遵守すること。

以上

署名欄

氏名

所属

署名

40. 研究資料保存管理規程

株式会社精密編集は、研究活動に係る研究資料の適切な保存及び管理を図るため、本規程を定める。

第1条（目的）

本規程は、実験ノート、研究データ、試料その他研究資料の保存及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象資料）

本規程の対象となる研究資料は、次の各号に掲げるものとする。

1. 実験ノート、作業記録
2. 生データ、観測データ、画像データ
3. 解析ファイル、計算記録、報告書案
4. 試料、サンプル、関連台帳
5. その他研究の過程及び結果を示す資料

第3条（保存責任者）

研究資料の保存管理責任者は代表取締役とし、保存場所、保管方法及びアクセス権限を定め、適切に管理するものとする。

第4条（保存方法）

紙媒体の資料は、散逸、汚損又は不正閲覧を防止できる場所に保管し、電子データは保存場所、ファイル名、作成日及び更新履歴が識別できるよう整理して保存する。試料等は、識別可能な表示を付し、保存条件に応じて適切に管理するものとする。

第5条（保存期間）

研究資料の保存期間は、原則として研究終了後5年間以上とする。ただし、法令、契約又は研究資金配分機関の定めによりこれを超える保存が必要な場合は、その定めに従うものとする。

第6条（確認）

保存管理責任者は、研究資料の保存状況について必要に応じ確認を行うものとする。

附則 本規程は、令和7年4月1日から施行する。

41. 利益相反管理規程

株式会社精密編集は、研究活動及び公的研究費の執行に関する公正性及び信頼性を確保するため、利益相反の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条（目的）

本規程は、研究活動に係る利益相反を適切に把握し、必要な管理を行うことにより、研究の公正性及び透明性を確保することを目的とする。

第2条（定義）

本規程において「利益相反」とは、当社又は研究従事者の経済的利益、個人的利益又は対外的関係が、研究活動の公正な判断又は公的研究費の適正な執行に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある状態をいう。

第3条（適用範囲）

本規程は、当社に所属し、又は当社の管理の下で研究活動に従事するすべての者に適用する。

第4条（管理責任者）

利益相反の管理責任者は、代表取締役とする。

第5条（自己申告）

研究活動に従事する者は、研究活動への参画時、年1回の定期確認時又は状況に重要な変更が生じた時に、利益相反自己申告書を提出しなければならない。

第6条（確認及び管理）

管理責任者は、提出された自己申告書を確認し、必要に応じて利益相反の有無及び程度を判断し、利益相反のおそれがあると認められる場合には、関与範囲の見直し、情報共有の制限その他必要な措置を講ずるものとする。

第7条（記録の保存）

利益相反に関する申告、確認及び管理措置の記録は、適切に保存するものとする。

附則 本規程は、令和7年4月1日から施行する。

42. 利益相反自己申告書 兼 管理記録票 (様式)

申告者情報

氏名
所属
役職
対象研究課題名

自己申告項目

No.	申告項目	有無	内容記載欄
1	当該研究に関連する企業、団体又は取引先から報酬、謝金、顧問料等を受けている。	有 / 無	
2	当該研究に関連する企業又は団体との間に、役員就任、兼業、委託契約、共同研究契約その他特別な関係がある。	有 / 無	
3	当該研究に関連する知的財産権、株式、持分その他経済的利益を有している。	有 / 無	
4	その他、研究の公正性に影響を及ぼすおそれがある関係又は事情がある。	有 / 無	

申告者確認

確認文
署名

私は、上記申告内容が事実と相違ないことを確認し、状況に変更が生じた場合には速やかに再申告する。

管理責任者確認

確認日
判定
対応措置
備考
確認者署名

令和〇年〇月〇日

利益相反なし / 利益相反のおそれあり / 継続観察

不要 / 関与範囲の見直し / 情報共有制限 / その他

43. 不正行為防止啓発活動実施要領 兼 実施記録

1. 目的

本要領は、研究倫理教育に加え、特定不正行為防止に向けた日常的な意識啓発を行うため、啓発活動の内容及び実施記録の取扱いを定めるものである。

2. 実施方法

当社は、ハンドブック又は注意喚起資料の配布、研究関係書類保管場所や作業場所等への掲示、社内説明又は個別周知、必要に応じた短時間の確認会又は注意喚起面談により啓発活動を実施する。

3. 啓発内容

捏造、改ざん、盗用の禁止、実験ノート・生データ・試料等の保存の重要性、論文・報告書・申請書等における適切な引用及び表示、公的研究費の適正使用、不適切事案を認識した場合の相談先を主な内容とする。

4. 保存

啓発活動の記録は、関係資料とともに保存するものとする。

実施記録

実施日	実施方法	対象者	内容	実施者	備考
令和〇年〇月 〇日	注意喚起資料 配布	研究従事者	不正行為防止の基本事項周知	代表取締役	初回
令和〇年〇月 〇日	個別説明	研究補助者	研究資料保存・引用ルール確認	代表取締役	新規参画時
令和〇年〇月 〇日	掲示更新	研究関係者	相談先及び基本禁止事項の掲示	代表取締役	年次更新